

## 北海道地区7国立大学法人工事入札監視委員会定例会議議事概要

開催日及び場所	平成25年11月14日(水)北海道大学百年記念会館大会議室	
委員	委員長 岸浪 健史 (学識経験者) 委員 石川 信行 (公認会計士) 委員 菊地 均 (大学教授) 委員 田中 宏 (弁護士)	
審議対象期間	平成25年1月1日～平成25年9月30日	
抽出案件(合計)	6件	(備考) 入札監視委員会設置規則にのっとり、推薦により岸浪委員が委員長に選出された。また、委員長代理に田中委員が指名された。 今回の審議対象期間においては、再苦情の申立て及び同審議依頼はなし。 抽出案件の個別審議については、各発注機関の担当者から説明を行い、質問等への回答を行った。 次回開催時の案件抽出は、田中委員が指名された。
工事(小計)	5件	
一般競争 (調達協定対象工事)	0件	
一般競争 (政府調達協定対象工事を除く)	5件	
通常指名競争	0件	
随意契約	0件	
設計・コンサルティング業務	1件	
委員からの意見・質問, それに対する意見等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

質 問	回 答
<p>1. 審議対象件数及び契約金額一覧について (基幹校より説明)</p> <p>・特になし</p>	
<p>2. 点検事項該当案件一覧表について (基幹校より説明)</p> <p>・特になし</p>	
<p>3. 抽出案件の考え方について (基幹校より説明)</p> <p>・特になし</p>	
<p>4. 建設工事における抽出案件の審議 (1)一般競争入札方式 a【北海道教育大学】岩見沢校基幹・環境整備(道路)工事 ・競争参加者の等級とはどのようなものか。</p> <p>・応札が1社のみであるのはなぜか。当該規模の工事は、応札業者が少ないのか。</p> <p>・参加資格における地域要件はどのように指定しているのか。岩見沢地区では当該工種の業者は何社程度あるのか。</p>	<p>・工事の予定価格に基づきA～C又はA～Dの等級を競争参加資格として設定しており、各競争参加資格者には、実績等に基づきそれぞれの等級が定められている。</p> <p>・他官庁の入札においては不調・不落が発生しており、東北の復興事業に限らず、道内における工事が多数あるため、入札件数に対する競争参加資格者の絶対数が不足している。</p> <p>・北海道内に本社、支社があることを地域要件として設定した。以前は岩見沢地区の工事で10社以上の応札があったが、近年は2～3社となっている。</p>

質 問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査基準価格はどのような位置付けか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事の質の担保等を目的とした基準価格であり、応札の結果当該基準価格を下回った場合、質を担保するために必要な体制の有無等を調査した上で、落札者の決定を行うものである。</li> </ul>
<p><b>4. 建設工事における抽出案件の審議</b>  <b>(2)一般競争入札方式</b>  <b>b【小樽商科大学】商学部校舎等改修工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応札が少ないが、復興事業等へ競争参加資格者が流出しているという理解でよいか。</li> <li>・電子入札であるため、応札者は他に何社応札しているか判らないと思われるが、第1回目の応札価格と、予定価格に大幅な乖離があるのはなぜか。</li> <li>・競争参加資格において、施工実績の延べ面積を、最も広い建物の約4割に相当する700㎡以上としたのはなぜか。</li> <li>・参加申請のあった3社のうち、2社を欠格としているが、実績が不足しているためか。また、欠格となった2社は、欠格となることが明らかであるにも関わらず、参加申請を行ったのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者へヒアリングを行ったところ、直接復興事業へ技術者を配置している業者は少なかったが、技術者は不足しているとのことであり、他案件を落札したことによって、応札できなくなった社もあった。また、本件は市内の業者の応札が無く、近隣市町村からの応札のみであった。</li> <li>・第1回目の応札価格に係る工事費内訳書を精査したところ、過大に積算した事項があり、乖離が生じていた。</li> <li>・対象建物の延べ面積に対し8割を標準としており、これまで、競争参加申請件数改善のため試行錯誤して割合を減じていった結果、4割となった。</li> <li>・申請のあった書類を精査した結果、施工実績として提出のあった延べ面積のうち、実際に施工した面積は僅かであったことから、基準を満たしていないものとして、欠格とした。欠格となった2社は、対象建物の面積と、実際に施工した面積とを誤認していた。</li> </ul>
<p>(北海道大学への質問)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加申請者が少ない状況は、北海道大学でも生じているのか。</li> </ul>	<p>(北海道大学からの回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・北海道大学も同様であり、7月以降は1者入札が突出している。東北地区では震災以降常態化しているが、北海道地区のみならず、他地区にも拡大している。公共工事の施工に必要な技術者の不足と、消費税の増税に関連した民間工事の駆け込み需要によって、労務費の高騰と作業員の不足が生じ、応札が難しい状況が発生しつつある。</li> </ul>
<p><b>4. 建設工事における抽出案件の審議</b>  <b>(3)一般競争入札方式</b>  <b>c【北見工業大学】体育館改修工事</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争参加資格において、本店等の所在地について地域を限定していないのに対し、競争参加申請者が北見市内の業者のみであったのはなぜか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昨年度まで、オホーツク総合振興局管内に限定していたが、技術者の不足等が生じていることから、不調・不落到るリスク回避のため、今年度から北海道内へ拡大した。しかし、競争参加申請者は拡大しても変わらず、従来通り北見市内の業者が大半となっている。</li> </ul>

質 問	回 答
<p>・表向きは競争条件が働いているように見えるが、落札者の金額が他者と比べて突出して安価となっている。材料費が極端に安価である等の、何らかの要因が無いと差が生じないと思われるがどうか。</p>	<p>・落札者は、過去の応札においても安価な傾向はあった。工事費内訳書を精査すると、各社における安価な工種等に若干の傾向は見受けられるが、価格差の要因とまでは言い難い。</p>
<p><b>4. 建設工事における抽出案件の審議</b>  <b>(4) 一般競争入札方式</b>  <b>d【旭川医科大学】図書館増築工事</b>          ・結果的に見積書を提出したのは1社のみであるが、複数者から提出させることはできなかったのか。</p> <p>・1社随契では、契約締結のための金額の折衝のみになってしまうため、随意契約に至るまでの経緯について、工夫と努力が重要である。</p>	<p>・競争性確保のため各社へ問合せを行ったが、見積書の提出があった1社以外は、技術者及び作業員を確保できないことを理由に、見積書の提出そのものを辞退した。管内における公共工事が多数発注されていること、震災復興事業及び函館における新幹線事業により技術者が流出していることから、管内での応札可能な建設業者は非常に少ない状況となっている。</p>
<p><b>4. 建設工事における抽出案件の審議</b>  <b>(5) 一般競争入札方式</b>  <b>e【北海道大学】病院演習室棟新営その他機械設備工事(再公告)</b>          ・病院における類似工事で、落札者が過去に入札した実績はあるか。</p> <p>・札幌市内に同工種の業者は相当数あると思われるが、1社のみの応札であったのはなぜか。</p> <p>・第三者が参入し難い環境があるのか。入札制度による競争原理が機能していない印象がある。</p> <p>・病院という特殊性が、参入し難い要因となっているのであれば、発注者側の責任として、これを取り除く工夫も必要と思われる。</p>	<p>・多数の実績がある。</p> <p>・病院に係る工事は、他と比べると、工期、時間帯、騒音等に制限があることから、応札を敬遠する傾向にある。</p> <p>・病院という特殊性があるが、これ以外に制限を設けているものではない。ホームページや業界紙への公告掲載や、取引業者への参加の呼び掛け等を行っている。</p>

質 問	回 答
<p><b>5. 設計・コンサルティング業務における抽出案件の審議</b>  <b>(1)標準型プロポーザル方式</b>  <b>a【北海道大学】動物実験施設改修設計業務</b>  ・参加資格に、1級建築士と、その人数を指定しているが、指定人数以上の1級建築士を有しないと参加資格を満たさないという理解でよいか。</p> <p>・公募型、簡易公募型プロポーザル方式等であっても、具体的な人数を指定するのか。</p> <p>・より簡易な標準型プロポーザル方式であるのに対し、具体的な人数の指定は制限が高いようであるが、どのような理由か。</p> <p>・緊急性を重視する判断は当然し得るが、その結果によって競争の機会が制限される面もあることから、判断は慎重かつ的確に行う必要がある。</p> <p>・参加資格における地理的要件として、北海道に限定する必要性はあるのか。</p> <p>・地理的要件の指定方法を、北海道内における特定の市としているが、他の市では参加できないという理解でよいか。</p>	<p>・そのとおりである。</p> <p>・公募型の場合、具体的な人数は指定していない。</p> <p>・事業の目的が緊急性を要するものであったため、可能な限り早期に事業を完成させるために必要な条件として、多数の技術者によって設計を早期に完成し得ることを重視した。</p> <p>・北海道に営業所等を有することが必要であるが、本件に関しては、早期に完成し得ることを重視したことから、選定した業者はいずれも本社が東京都であった。</p> <p>・そのとおりであるが、可能な限り早期に事業を完成させるために必要な条件を設定する際に生じた選定条件のひとつである。</p>
<p><b>6. その他</b>  ・特になし</p>	